

令和8年9月4日提出

最大 160 万円を支援！ 中東情勢に係る中小企業の資金繰りを支援します

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和8年9月4日(金)から申請受付
場 所	-
内 容	諫早市は、中東情勢緊迫化に伴う原油価格や原材料価格の高騰等により影響を受けている市内中小企業者の事業継続を支援するため、「中小企業緊急資金繰り支援給付金支給事業」を実施します。 本事業は、長崎県の「緊急資金繰り支援資金(環境変化対策)」を利用し、セーフティネット保証5号の認定を行った事業者を対象に、借入当初1年分の利子相当額を支援するもので、給付額は最大160万円となります。 中東情勢の影響を受け、資金繰りに困っている事業者を支援するもので、借入当初の負担軽減を図り、事業継続を後押ししてまいります。 詳細は、市ホームページをご覧ください。 【事業概要】 ■事業名 中小企業緊急資金繰り支援給付金支給事業 ■対象者 市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者で、セーフティネット保証5号の認定を受け、長崎県の「緊急資金繰り支援資金(環境変化対策)」の融資を受けた者 ■支援内容 借入金に係る当初1年分の利子相当額を支援 ■給付額 融資額×年 1.6%(給付上限額:160 万円(融資上限額 1 億円の場合)) ■予算額 6,200 万円 ■財源 国の重点支援地方交付金を活用
問い合わせ先	諫早市 経済交流部 商工観光課 担当:山本 電話番号:0957-22-1500(内線3640) E-mail:shoukou_kankou@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備 考 (記事解禁日等)	

県制度融資の 利子相当額を支援します!

最大 **160万円** 利子1年分を給付!



中東情勢緊迫化に伴う原油価格高騰等により影響を受ける市内中小企業者の資金繰りを支援し、事業継続と地域経済の下支えを図ります。

支援の内容	給付額	対象者
セーフティネット保証5号の認定を受け、長崎県の「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」を利用した事業者を対象に、借入初年度1年分の利子相当額を支援します。 利子相当額を支援（借入初年度1年分）	融資額 × 1.6% 支援額の例 融資額 1,000万円 ⇒ 給付額 16万円 融資額 2,500万円 ⇒ 給付額 40万円 融資額 1億円 ⇒ 給付額 160万円 ※融資上限額1億円の場合、市の給付額は最大160万円となります。	次のすべてに該当する方 保証料はゼロ! ☒ 市内の事業者 個人：市内に住民票がある 法人：市内に本社がある ☒ セーフティネット5号認定 「特定中小企業者」の認定を受けている方 ☒ 対象融資を利用 長崎県「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」の融資を受けている方

支給要件	次のいずれかに該当する方は対象外となります
次の(1)～(3)すべてに該当する必要があります 1 中東情勢緊迫化に伴う原油価格高騰等により、直接的な影響を受けていること。 2 事業に必要な許可または認可を有し、申請日時点においても事業を継続しており、給付金の受領後も事業を継続する意思があること。 3 右記のいずれにも該当しないこと。	✕ 市税を滞納している方 ✕ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者 ✕ その他、法人税法別表第1に規定する公共法人 ✕ 政治団体、宗教上の組織または団体、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして諫早市長が判断する方

給付の流れ

1 認定の取得

セーフティネット保証5号の認定を受ける。

2 県制度融資の利用

長崎県の「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」の融資を受ける。

3 申請

必要書類をそろえて諫早市へ申請する。

4 給付（入金）

審査後、適正と認められた場合、指定口座へ振り込みます。